

衆議院 法務委員会 議 録 第 二 号

令和二年十一月十三日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

- 委員長 義家 弘介君
- 理事 伊藤 忠彦君
- 理事 奥野 信亮君
- 理事 山田 賢司君
- 理事 階 猛君
- 井出 庸生君
- 大塚 拓君
- 黄川田仁志君
- 小林 鷹之君
- 出畑 実君
- 野中 厚君
- 藤原 崇君
- 盛山 正仁君
- 山下 貴司君
- 池田 真紀君
- 中谷 一馬君
- 屋良 朝博君
- 瀨地 雅一君
- 串田 誠一君
- 理事 稲田 朋美君
- 理事 宮崎 政久君
- 理事 稲富 修二君
- 理事 大口 善徳君
- 井野 俊郎君
- 神田 裕君
- 国光あやの君
- 武井 俊輔君
- 中曾根康隆君
- 深澤 陽一君
- 宮澤 博行君
- 八木 哲也君
- 吉野 正芳君
- 寺田 学君
- 松平 浩一君
- 山花 郁夫君
- 藤野 保史君
- 高井 崇志君

- 法務大臣 上川 陽子君
- 法務副大臣 田所 嘉徳君
- 文部科学副大臣 高橋ひなこ君
- 厚生労働副大臣 三原じゅん子君
- 法務大臣政務官 小野田紀美君
- 文部科学大臣政務官 鰐淵 洋子君
- 最高裁判所事務総局家庭局長 手嶋あさみ君
- 政府参考人 梶尾 雅宏君
- (内閣官房内閣審議官) 木村 陽一君
- (内閣法制局第一部長) 林 伴子君
- 政府参考人 (内閣府男女共同参画局長)

第一類第三号 法務委員会議録第二号 令和二年十一月十三日

- 政府参考人 (内閣府日本学術会議事務局局長) 福井 仁史君
- 政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 檜垣 重臣君
- 政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 猪原 誠司君
- 政府参考人 (法務省大臣官房政策立案総括審議官) 竹内 努君
- 政府参考人 (法務省大臣官房司法法制部長) 金子 修君
- 政府参考人 (法務省民事局長) 小出 邦夫君
- 政府参考人 (法務省刑事局長) 川原 隆司君
- 政府参考人 (法務省矯正局長) 大橋 哲君
- 政府参考人 (法務省人権擁護局長) 菊池 浩君
- 政府参考人 (出入国在留管理庁次長) 高嶋 智光君
- 政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 蝦名 喜之君
- 政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 森 晃憲君
- 政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 度山 徹君
- 政府参考人 (厚生労働省雇用環境・均等局雇用環境総合整備室長) 岸本 武史君
- 法務委員会専門員 藤井 宏治君

- 委員の異動 十一月十三日
- 辞任 小林 鷹之君 補欠選任 宮澤 博行君

山下 貴司君 八木 哲也君

同日

辞任 宮澤 博行君 補欠選任 小林 鷹之君

八木 哲也君 山下 貴司君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

○義家委員長 これより会議を開きます。

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官梶尾雅宏君、内閣法制局第一部長木村陽一君、内閣府男女共同参画局長林伴子君、内閣府日本学術会議事務局局長福井仁史君、警察庁長官官房審議官檜垣重臣君、警察庁長官官房審議官猪原誠司君、法務省大臣官房政策立案総括審議官竹内努君、法務省大臣官房司法法制部長金子修君、法務省民事局長小出邦夫君、法務省刑事局長川原隆司君、法務省矯正局長大橋哲君、法務省人権擁護局長菊池浩君、出入国在留管理庁次長高嶋智光君、文部科学省大臣官房審議官蝦名喜之君、文部科学省大臣官房審議官森晃憲君、厚生労働省大臣官房審議官度山徹君及び厚生労働省雇用環境・均等局雇用環境総合整備室長岸本武史君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

○義家委員長 御異議なしと認めます。よって、

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

そのように決しました。

○義家委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局家庭局長手嶋あさみ君から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○義家委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○義家委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。稲田朋美君。

○稲田委員 おはようございます。自由民主党の稲田朋美です。

上川大臣におかれましては、三度目の法務大臣、まことにおめでとうございます。今までも圧倒的な安定感で法務大臣としての職責を果たされてきたことに、深く敬意を表したいと思います。また、先ごろの所信において、誰も取り残さない社会の実現を目指す強く宣言されたことに共感を覚えております。

まずは、性犯罪の刑法改正についてお伺いをいたします。

平成二十九年に刑法改正されまして、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直しや、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設等の改正が実現いたしました。附則九条で三年目途の検討となつて、ことしがその三年の目途でございます。

昨年の三月に無罪判決が四つ出まして、そのうち二つは逆転の有罪判決、そしてその一つは最高裁で確定をいたしております。一審判決が余りにも一般常識とかけ離れているのではないかとという批判もあり、大きな議論が巻き起こったわけであり、大臣にお伺いをいたします。

○義家委員長 御異議なしと認めます。よって、



無理であると思う。こうやって結んでいるんですね。

実質的に憲法違反、そして議会否認、そして、その背後には不純な動機がある、もしないというなら理由を公表しろ、公表せぬ限り不純なものを不純であると考えるのが普通人の頭であって、それを無理に正常であると考えよという方が無理である。私、この部分を読んで、学術会議の問題に幾重にも重なるなと思っただけです。

大臣、お聞きしますが、滝川事件というのはこういう事件なんですか。こういう人が弾圧された。時の政府の政策に真つ向から反対しているわけですね。この点で、滝川事件と学術会議は似ていると、大臣、思われませんか。

○上川国務大臣 今委員がお読みになりましたところから、委員の御見解という形で、またそういった御意見があるものというふうにご承知しておりますが、個人の見解ということでございますので、法務大臣としてのお答えにつきましては差し控えさせていただきますと存じます。

○藤野委員 これだけじゃないんですか。

第二に、滝川教授というのは、当時の政府は戦争にも突き進んでいるわけです。配付資料の二を見ていただければと思うんですが、その中で、戦争という国策そのもの、何か個々の政策というより、戦争そのものに非協力的だったんですね。配付資料の二は後でまたちょっと触れますけれども、いろいろな事件が起きる中で滝川事件というのが起きていたと。

配付資料の三といえますのは、これは極東国際軍事裁判の速記録であります。一九四六年六月十九日の分で、これは滝川教授自身が証人として出廷した際の速記録であります。

黄色いところを読みますけれども、「私ハ一九二五年（大正十四年）頃ニ始マツタ大学ノ軍事教練ニ反対ヲ表明シマシタ。」一九三一年（昭和六年）又ハ一九三二年（昭和七年）私ハ満州事變ニ反対スル論文ヲ発表シマシタ。一九三三年（昭和八年）「ヒットラー」ガ独逸ニ於テ政權ヲ獲得セル際、私

ハ「ヒットラー」ニ反対スル論文ヲ書キマシタ。其ノ時、一九三三年（昭和八年）ニハ日本政府ハ「ヒットラー」ノ方法ヲ模倣シテ居リマシタ。」

つまり、大臣、滝川教授というのは、軍事教練とか満州事変とかヒットラーとか、そういうものに反対していたわけで、当時戦争を進めようとしていた政府にとつてはもう邪魔で仕方なかったと思うんです。

今、日本を見ますと、安保法制がつくられ、共謀罪法もつくられ、特定秘密保護法がつくられ、今まで専守防衛と言っていたらしゃった皆さんを含めて、敵基地攻撃論まで検討されている。まさに、戦争する国づくりが進められているわけですね。

そのもつとで、日本学術会議は、二〇一七年、これは一九五〇年と六七年に続いてですけれども、二〇一七年に軍事研究はしないという声明を出した。これはやっぱり、戦争に協力しないよという学術会議の姿勢というの、今の政府にとつても邪魔で仕方ないと思うんです。

大臣、お聞きしますけれども、この点でも滝川事件と似ていると思われませんか。

○上川国務大臣 重ねての御質問でございますけれども、こうした個人の考え方、見解につきましては、法務大臣としてお答えをすることにしまして差し控えさせていただきますと存じます。

○藤野委員 これだけじゃないんですか。もう一つだけ、滝川事件にかかわって非常に似ているのは手続面です。

文科省にお聞きしますが、戦前、京都帝国大学官制第二条二項といふのは、この京都帝国大学の人事に關シテハ文部大臣ニ具狀シ判任官ニ關シテハ之ヲ專行ス」と定められておりまして、この高等官の中に教授等が含まれるというものでございます。この具狀という語は、一般的には詳しく事情を書

いて上申するという意味で用いられているものと承知しております。

○藤野委員 そうなんですな。現在の日本学術会議法も学術会議からの推薦に基づいて総理が任命するとなつてはいるんですが、要するに、政府が単独で決められない仕組み、当時の帝大総長の具狀、申し上げるといふか、具狀があつて、それで進退を決めましようかと、高等官、この場合大学教授ですけれども、そういう仕組みになつてはいる。政府が一人で決められないよという点では、戦前と共通しているんです。

ところが、当時の文部大臣、戦前ですけれども、この京都大学総長、小西総長という方の具狀といふものがなかつたんですね。なかつたにもかかわらず勝手にやっちゃった、処分を強行したということ、これが違法じゃないかということの問題になりました。

配付資料四枚目を見ていただきますと、当時の新聞、大阪朝日新聞、一九三三年五月二十五日付ですけれども、要するに、今おっしゃっていたように、具狀がないということが問題になつた。これは法律に反するじゃないかと。勅令ですから、なかなか重い法律なんですけれども、当時はそれが手続を踏んでいないということが問題になつて、結局、ここにありますように、「官制違反でないといふに一致し、政府はこの点において疑義が存しないといつてゐる」と。

要するに、内閣法制局で検討した、その結果、政府は問題ないと言つてはいる。これも今回とそっくりでありませう。しかも、興味深いのは、法制局が当時よつて立つていた論理といふか論法といふか、それまで似ているんです。

配付資料の五を見ていただきますと、これは国会の議事録、珍しく手書きの議事録しかなかったんですね。当時、一九三三年五月二十五日の文官高等分限委員会、ここで横溝幹事という方が答弁されているところなんです。大学官

制第二条第二項ノ具狀ハ単ニ大学総長ニ具狀ノ權能ヲ与ヘタルニ過ギズシテ總テノ場合ニ於テ大学総長ノ具狀ヲ要スト為スモノニアラス」と。つまり、当時の法制局の説明は、必ずしも全ての場合に具狀しなくてもいいんだよ、そういう説明なんですね。

翻つて現在を見ましても、二〇一八年十一月十三日の文書で法制局の確認をしているというんですが、そこも、必ずしも任命すべき義務があるとは言えない、こういう言い方なんです。だから、法制局が法の支配といふか法の定めをねじ曲げて無理筋の解釈をするといふときは、必ずしもそれは必要ないとか、そういう論理、論法になつてくるというふうに思います。この点でも滝川事件と似ていると思ひます。

これについてはもう答弁が同じになると思ひますので聞きませんが、こういう形で、滝川事件と学術会議というのは、法の支配がねじ曲げられていくと、そのもつとで言論弾圧が行われていって、後づけで同じような正当化がされたということでもあります。

きょう特に取り上げたいのは、より深刻な問題として、この一連の弾圧の動きと国会が決して無関係でなかつたということなんです。むしろ、滝川事件でも、後で申し上げますけれども、天皇機関説事件でも、国会議員が事件に先立つて質問を取り上げて、政府に罷免を求めらるるんです。

配付資料の六を見ていただきますと思うんですが、これも、これは官沢議員という方が一九三三年二月一日に衆議院予算委員会で行つた質問であります。これはちなみに滝川教授が失職する三カ月前であります。こう質問しているんですね。「所謂大学ニ於キマス赤化教授ニ対スル罷免ヲ要求シタインデアリマス、」こう言つて、いろいろな方を挙げる中で、黄色く塗つてありますけれども、「ソレカラ更ニ某京都大学ノ教授ハ何ト云ツテ居ルカ」といふと、これは滝川教授のことも挙げるわけですね。

そして、私になるほど思つたのがこの一番下の段であります。「斯ウ云フ風ノ意見ヲ持ツタ者ガ矢張国家ノ禄ヲ食ンテ、教職ニ就イテ天下ノ青年ヲ指導シテ居ル」と。国家の禄を食んでゐるから政府に盾突くのはけしからぬと。これもまさに、今学術会議をめぐつて目の前で展開している論理なんですね。

大臣、こうした言論への攻撃というのは、皮肉なことというか、当然にというか、言論の府である国会にも影響を与えました。

配付資料の七を見ていただきたいと思つて、けれども、これは前田利定という元通信大臣、農商務大臣もされた方で、この方が六十五回の貴族院本会議、これは一九三四年ですけども、二月九日、本会議での答弁であります。先ほどの資料六の宮沢議員の質問は一九三三年で、この前田議員の議事録は、それから一年たった一九三四年に、一年前の国会の様子が返り返つた貴重な証言なんです。こうおっしゃっているんですね。

回顧いたしますれば、昨年、第六十四回帝國議會の當時にありましたは、陰雲低迷いたしました、白日なお暗きの思いがありました。言論は重苦しいところの空氣に封ぜられました、陰惨なる光景を呈しておりました。貴族院と言わず、衆議院と言わず、議員は自由にその言論を吐露することさえも控え目がちに、目には見えませぬけれども、何だか絶大の重圧の力で、どこかからか制肘、抑制せられるような思いがいたされたのであります。昔のよく物の本などには、物のけの出るうし三つ時には屋根の棟が三寸下がるというようなことをもつて深夜の光景を説いておられますが、私どもは昨年の議會當時におきましては、あたかもこの議會の天井が三寸と言わず何メートルか低くなつたような気分でおつたのであります、こういう証言であります。

言論の府であるはずの国会が、白日なお暗きと、重苦しい空氣、絶大の重圧の圧力で異様な雰囲気だつたことをリアルに伝えております。

そして、これで終わらないんですね。翌年の一九三五年二月の帝國議會貴族院本會議では、天皇機關説を唱えていた美濃部達吉、当時貴族院の勅選議員でありました。この美濃部達吉が激しく攻撃をされ、九月にはもう辞任に追い込まれます。翌年、一九三六年二月二十一日には、その美濃部さんが右翼に襲撃、銃撃をされて重傷を負います。その数日後にあの二・二六事件が起きるわけですね。

一九三八年には国家総動員法が成立し、一九四〇年には大政翼賛会が設立されます。日本共産党を除く全ての政党が解散して、大政翼賛会に合流する。一九三三年の滝川事件から、わずか七年です。わずか七年で、日本共産党以外の政党がなくなる。議會を議會たらしめる存在であるはずの政党がみずから解体してしまつたんですね。これはこの日本で実際に起きたことなんです。

大臣、お聞きしたいんですが、私、この当時の動きを象徴する方の一人が金森徳次郎という方だと思つてます。大臣、この方、御存じでしょうか。

○上川國務大臣 御質問の金森徳次郎氏でございますが、生前に法制局長官をされた方であると思つております。さらに、戦後、第一次吉田内閣の憲法制定當時の担当の國務大臣を務められた方ということ、国会でも大答弁をされた方というふうに承知しております。

○藤野委員 そのとおりであります。大蔵省や大學教授を経て、一九三四年に法制局長官に就任されます。大學教授時代は憲法を教えていらつして、天皇機關説も唱えていたと言われております。そして、この天皇機關説をめぐる審議でも法制局長官として答弁に立たれていました。

配付資料の八がそのときの答弁であります。ここを読みますと、まず、美濃部博士のとおつておられます各種の憲法上の論点につきましましては、政府が今までとつております方針と違ふところが幾つもあるわけでありまして、違ふんだということをはつきり答弁されているんですね。その上

で、しかし、それは学問上の見解として、独立の見解として述べておられますので、政府として、その見解それ自体の当否を直接に争ふ必要もないと考えられます。でありますから、一口に申しますれば、学問固有の範囲において、政府が直ちに所見を披露することは適當ではないように思つて差し控えた方がよろしかろうと考へておる次第であります、こういう答弁なんです。

これはよくある答弁だと思つてます。上川大臣も、きょう、私の質問に対して、繰り返し、個人の見解だからと答弁されました。よくあるんですよ。

ところが、この答弁、要するに、詰められるわけです。この議事録を読みますと、けしからぬと言え、けしからぬと言え、天皇機關説はだめだと言えと。こういう攻撃といひますか、質疑の中で、このラインを、この答弁ラインですね、いや、それは学問固有の範囲だから、政府が直ちに所見を披露することは適切ではない、適當でない、ここをしっかりと守つて答弁された。これが理由の一つになつて、法制局長官を事実上罷免されるわけですね。

大臣、お聞きしますけれども、こんな答弁で罷免されるとすれば、同じく国会で答弁に立つ身として、危険だと思われませんか。

○上川國務大臣 国会においての発言ということについては、それぞれの発言者が責任を持って発言することであるというふうに思つております。私も国会の、委員長を始めとして先生方の御質問に対しては、眞摯にお答えしてまいりたいと思つておるところでございます。

○藤野委員 大臣がそういう御答弁をされて、それがいかに、仮に適當だつたとしても、それが戦前はそうではなかつた、そういう事実があるということなんですね。

先ほどおっしゃつたような、その金森氏が戦後、憲法改正担当大臣になるわけです。配付資料の九をごらんいただきたいと思つてますが、戦後、日本國憲法を國民に普及するため

に、政府主導で三つの解説書がつくられます。有名なあの「あたらしい憲法のはなし」、兵器が袋に入つて、電車とかがわあつと出てくるという、あれが「あたらしい憲法のはなし」ですけども、それ以外に二つ、「新しい憲法 明るい生活」というものと、新憲法の解釈という三つの本が國民向けに発行されました。

資料の九は新憲法の解釈というものに……(発言する者あり)済みません。解説ですね。これに吉田茂首相と並んで金森徳次郎氏が憲法改正担当大臣、國務大臣として寄せた序文であります。冒頭に「私は世にも珍らしい幸運者であつた。今回の改正憲法の議會審議に当り、百余日に亘つて、兩院の有力なる議員諸君と共に、論議を交換し、或る時は氷よりも冷かなる態度を以て法理の徹底を計り、或る時は熔鉄よりも熱き心意氣に乗つて運営の将来を痛論した。」

この世にも珍らしい幸運者というのは、単に何か百余日議論できたということじゃないと思つてね。戦前のそういう経験を経て、自分が憲法の改正担当大臣としてそういう立場に立つた、世にも珍らしい、そういうことだと思つてます。

その思いというのは、実は当時の議事録からもひしひしと伝わつてまいります。配付資料の十をごらんいただきましたけれども、これは、金森氏は、それこそ百余日にわたつて、いろいろな条文について逐条的に答弁に立たれるわけなんです。読みましたけれども、中でも、学問の自由についての答弁は一味違ふ。これは、一九四六年七月十六日の帝國憲法改正委員會の議事録ですが、学問の自由を保障する目的とは何かと問かれて、

こういうふうにお答弁しております。「目的ト致シマシテハ、斯様ニ致シマセヌケレバ人類全体ノ行クベキ本来ノ道ヲ誤ルニ至ルト云フコトヲ避ケント欲スル趣旨ヲ眼目トシテ居リマス、」

人類全体の行くべき本来の道。私、ちよつとこれは、何回か読み返しましたけれども、やはりそう書いてあるんですね。これは、やはり眞実が否定

される、事実が否定される、反知性がはびこって行く。その中で、戦争がとめられなかった、戦争に突き進んでいった、人類全体の行くべき道を誤ってしまった、それを二度と繰り返さないために学問の自由を保障する、そういう趣旨だという答弁ですね。

そして、その後、ちよつとページが変わりませうけれども、こゝもやはり実情を感じておられます。「従来ノ日本ノ実情ヲ御覽ニナレバ分リマスルヤウニ、又過去ニアリマシタ所ノ多クノ場合ヲ御覽ニナレバ分リマスルヤウニツノ政治的ナル権力ガ、自分達ノ行動ヲ思フヤウニ發展セシメヨウト致シマスルト、各人ガ其ノ心ノ自然ノ伸ビ方トシテ学問ヲ研究致シマスル所ニ、大イナル妨ゲヲ生ズル訳デアリマス。」という答弁です。

そして、大臣にお聞きしたいんですけれども、私が感銘を受けたのはこの次のところなんです。近くは我々が多く身近に経験したところでありませう、したがってこれは憲法に掲げて大いに保障することはひとりで当然であるばかりでなく実際の必要性が多いわけでありませう、こゝまで言っているんです。

要するに、憲法の条文として保障するのは当然だ、それだけでなく、実際の必要が多いわけでありませう。これはやはり自分の経験に基づいてこゝまで言ったというふうに私は思うんです。これは今の学術会議をある意味ほうふつとさせるような、実際の必要であります。

大臣、お聞きしたいんですけれども、戦前、法の番人の一人として法制局長官を務められた方が、まさに天皇機関説をめぐって辞任に追い込まれた。その方が戦後、憲法改正担当大臣になって、学問の自由についてもこれほど熱い答弁をしている。こうした戦前戦後の動きについて、率直にどうお感じになりますか。

○上川国務大臣 率直に、今この議事録を拝見させていただきますと、議事録の重要性も改めて認識したところでございますけれども、この金森大臣の立場の中で、こうして憲法そのもの、つまり

法の支配の一番真ん中にある憲法、及びそれに関係する基本法、さらには法律を守っていくこと、法の支配の一丁目一番地の御議論ということについては、深く今読ませていただいたところでございます。

そもそも、学問の自由に関する規定とか、制定過程につきましては、これは当時の政府の考え方というところでございまして、私は今、法務大臣として、所管ということでございませぬので、そのことについては差し控えさせていただきますが、先ほどのような個人的な思いを持った次第でございます。

○藤野委員 法の支配の一丁目一番地という御答弁がありました。本当にそうだと思うんです。まさに、戦後の政治の出発点、憲法の土台の中の土台に、それを答弁した人が、学問の自由をめぐってこうした経緯をたどっていたということについては、やはり、権利を守っていくこととの関係で、学問の自由がいかに大事な位置にあるかということを示しているというふうに思います。

最後になりますけれども、抗議声明の中でも一つ、多く引用されているのが、ナチス・ドイツ時代でルター派の牧師だったマルチン・ニーメラーの詩なんですね。こういう詩です。ナチスが共産主義者を攻撃したとき、私は声を上げなかつた。なぜなら私は共産主義者ではなかつたから。社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声を上げなかつた。なぜなら私は社会民主主義者ではなかつたから。ナチスが労働組合を攻撃したとき、私は声を上げなかつた。なぜなら私は労働組合員ではなかつたから。ユダヤ人たちを連れ去つたとき、私は声を上げなかつた。なぜなら私はユダヤ人ではなかつたから。そして、ナチスが教会を攻撃したとき、私のために声を上げてくれる人は誰一人残つていなかった。

有名な詩ですけれども。実は、滝川事件に対して、当時のマスコミとかあるいは学界の反応というのは鈍かつたんです。

東大を始めほかの大学は沈黙を保つて、京大は孤立しました。ところが、弾圧は京大にとどまらず、先ほどの配付資料二にありますけれども、二年後の一九三五年には、東大で天皇機関説事件が起きます。そして、その三年後の一九三八年には、六帝大全部に荒木文部大臣が人事介入を行つていく。そして、大学にとどまらず、先ほど言つたように、国会全体が萎縮していく。そして、滝川事件からわずか七年で、我が党を除く全ての政党が解党して、いわゆる政党政治、ひいては議会政治がやはり崩壊していくわけです。ニーメラーの詩というのは、言葉というものは、日本でもまさに同じ時期に進行していたことでもあります。

これは決して過去の問題ではありません。イタリア学会というところが抗議の声明を出しているんですけれども、こうおっしゃつていらっしゃる。「たかが六人が任命されなかつただけで、ガリレオを持ち出すのは大げさであり、学者はそうした政治的な喧嘩から離れて研究をしていけば、好いではないかと思う人がいるかもしれない。ましてや一部の学者の話であり、自分たちには何の関係もないと思つているかも知れない。しかし、問題の本質は、時の権力が「何が正しく、何が間違つているかを決めていく」点において、ガリレオ裁判と変わりない。」という指摘なんです。

大臣、この指摘、どう思われますか。○上川国務大臣 当時の状況についても踏まえながら、委員から御指摘をいただきました。こうした過去のさまざまな事象についてしっかりと学んでいく、過去に学ぶという、教訓を学ぶということについては、未来を考える上でも極めて大事なことであるということを改めて認識したところでございます。

○藤野委員 もう終わりますけれども、やはりこれは本当に国民全体の問題だと思つています。紹介したいのは、女性労働問題研究会というところが十月六日に声明を出しておりますが、「現

場で働く女性と研究者が連携し、女性の人權にもとづいた働きやすい社会を作ることを目指してきた当研究会は、さまざまな研究活動を通じ、女性労働に対する軽視や蔑視を取り払うことなしに女性の活躍はできないことを実証してきました。そうした活動は、先入観を排し、付度なく実態に即した研究ができる自由と、これをもとに率直に政府に政策提言していける条件の保障などにはありませぬ。また、そのような研究と提言なしに女性が真に活躍できる政策作りは困難です。」という指摘なんです。

これで終わりますけれども、まさに今回の任命拒否問題、国民全体の問題であつて、これを強権で押し通すような政治に未来はありません。今ここでとめなければならぬ。任命拒否の撤回、この一点を強く求めて、質問を終わります。○義家委員長 次に、串田誠一君。○串田委員 日本維新の会の串田誠一でございます。

まず最初に、性犯罪被害について質問させていただきます。午前中、稲田先生が大変重要な質問をされておられました。その続きをさせていただきます。先ほど例に挙げられました、実の父親が娘に対してということに対し、今月の六日、最高裁が名古屋高裁に対する判決の上告を棄却したということで、事件が確定したわけでございます。

その中で、名古屋高裁は、父親が実の子に対し継続的に行つた性的虐待の一環だという実態を十分に評価していないということで一審判決を覆したわけでございますが、これまで、昭和二十四年五月十日の最高裁の判例ですと、百七十七条の暴行、脅迫は被害者の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものであるということで、犯行当時の暴行、脅迫を基準にしていたのだからかなというふうに思つておりますが、今回の名古屋高裁は、犯行当時だけではなくて、それまでの継続的な虐待というものの一環というものを評価しているという点